

広島県港湾施設管理規則及び広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十号

広島県港湾施設管理規則及び広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正す

る規則

(広島県港湾施設管理規則の一部改正)

第一条 広島県港湾施設管理規則(昭和二十八年広島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="237 301 900 363">様式第20号の3（第15条関係） （プレジャーボートを係留するために目的外使用する場合）</p> <div data-bbox="266 363 1102 735" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="472 384 900 411">暫定係留区域等使用許可(変更)申請書</p> <p data-bbox="665 448 707 475">(略)</p> <p data-bbox="309 512 1090 703">備考 1 暫定係留区域等とは、広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）<u>第18条第1項</u>の規定により知事が指定する区域及び当該区域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁，物揚場，防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。</p> <p data-bbox="398 708 553 735">2・3 (略)</p> </div> <p data-bbox="277 740 389 767">注 (略)</p>	<p data-bbox="1131 301 1794 363">様式第20号の3（第15条関係） （プレジャーボートを係留するために目的外使用する場合）</p> <div data-bbox="1160 363 1995 735" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1366 384 1794 411">暫定係留区域等使用許可(変更)申請書</p> <p data-bbox="1559 448 1601 475">(略)</p> <p data-bbox="1198 512 1980 703">備考 1 暫定係留区域等とは、広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）<u>第17条第1項</u>の規定により知事が指定する区域及び当該区域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁，物揚場，防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。</p> <p data-bbox="1288 708 1442 735">2・3 (略)</p> </div> <p data-bbox="1167 740 1279 767">注 (略)</p>

(広島県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県漁港管理条例施行規則(昭和四十年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第5号の3（第6条，第14条関係） （プレジャーボートを係留するために目的外使用する場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">暫定係留区域等使用許可(変更)申請書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 1 暫定係留区域等とは，広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）<u>第18条第1項</u>の規定により知事が指定する区域及び当該区域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁，物揚場，防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。</p> <p style="text-align: right;">2・3 (略)</p> </div> <p>注 (略)</p>	<p>様式第5号の3（第6条，第14条関係） （プレジャーボートを係留するために目的外使用する場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">暫定係留区域等使用許可(変更)申請書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 1 暫定係留区域等とは，広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）<u>第17条第1項</u>の規定により知事が指定する区域及び当該区域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁，物揚場，防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。</p> <p style="text-align: right;">2・3 (略)</p> </div> <p>注 (略)</p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。